



行
發
東京都

●東京都規則第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十一号)の一部を次のよつて改正す。

別記第十三号様式の二中「(年 月ごろ)」を「(年 月頃)」に、

「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 SM 6 EB 7 LVFX 8 KM 9 TH 10 EVM

11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他()」を

1から15までのうち局所療法に用いるもの()」

規則

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(保健医療局感染症対策部防疫課)…

告示

告示(公)

○都市計画事業の事業計画の変更認可…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

告示(下水)

○駐車監視員資格者講習の実施…

告示(公)

○下水を排除及び処理すべき区域等(二件)…

告示(公)

○土地収用法施行令に基づく公示送達…

告示(公)

規則

〔1 薬品名 INH RFP RBT PZA SM
EB LVFX KM TH EVM
CS DLM BDQ もある。
2 1のうち局所療法に用いるもの()〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年一月二十日

東京都知事 小池百合子

〔INH, RFP, RBT, PZA, SM, EB, LVFX, KM, TH, EVM, PAS, CS, DLM, BDQ, もある。
別記第十四号様式の二中〕

「TNL RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TLI PAS CS DLM BDQ」に改め。

附 則

- 1 ノの規則は、公布の日から施行する。
- 2 ノの規則の施行の際、ノの規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第十三号様式の三、第十四号様式の一及び第十四号様式の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する」とがである。

告 示

●東京都告示第111号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第六十三条第一項の規定に基づく令和五年東京都告示第九百六十六号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

令和8年1月20日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

記

1 講習の実施日時

講義 令和8年6月22日(月曜日)及び同月23日(火曜日)の2日間
午前9時から午後5時10分まで

考査 令和8年6月29日(月曜日)
午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

有明フロンティアビル B棟5階会議室

江東区有明三丁目7番26号

3 講習予定人員

70名(予定人員になり次第締め切る。)

4 申込手続

(1) 受付期間

令和8年4月20日(月曜日)から同月24日(金曜日)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

●東京都告示第111号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づく、地域森林計画を定めたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和八年一月二十日

東京都知事 小池百合子
地域森林計画の名称 多摩地域森林計画
総覧場所 東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第17号

確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第8条の規定により、駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

東京都公報

- (3) 受付場所
都内各警察署交通課

(4) 申込書類
駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書）は、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(5) 受講手数料
20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）

5 問合せ先
警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03（3581）4321 内線 7870-5123

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるとおりに、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一
供用及び処理開 令和八年一月二十八日
始年月日

区名	町名	街区符号又は地番
江東区	豊洲一丁目	一番から五番まで
五 終末処理場の位 置及び名称	江東区新砂三丁目九番一號 砂町水再生センター	別表に掲げる区域の地先
四 分流式又は合流 式の別	分流式	全部告示区域
三 排水施設の位置	排水施設の位置	全部告示区域
二 別表	別表に掲げる区域の地先	全部告示区域
公 告		
土地収用法施行令に基づく公示送達		
土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2		

区名	町名	街区符号又は地番	全部告示区域
江東区	豊洲1丁目	1番から五番まで	
● 東京都下水道局告示第二号			
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。			
なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。			
令和八年一月二十日			
東京都下水道局長 藤 橋 知 一			
一 供用及び処理開 令和八年一月二十八日			
始年月日			
二 下水を排除及び 別表のとおり 処理すべき区域			
三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先			
四 分流式又は合流 式の別 合流式			
五 終末処理場の位 置及び名称 砂町水再生センター			
別表			
項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。			
なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年2月9日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。			
4 公示送達に係る土地の所在及び地番	令和8年1月20日	東京都収用委員会 会長 松 尾 弘 記	
1 事件名 令和6年第3号	市道207号線整備事業（南沢通り・東京都東久留米市南沢三丁目地内から同市南沢二丁目地内まで）のための土地収用事件		
2 送達すべき書類 令和7年12月25日付裁決書の正本			
3 送達を受けるべき者 住所 不明 氏名 不明			
4 公示送達に係る土地の所在及び地番	ただし、亡岸克巳の共有持分を承継する者		

東京都東久留米市南沢二丁目283番4
5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

令和8年1月20日

発行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○3(5111)1111-1111(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○3(3111)8111-5110-1(代)
郵便番号 111〇円
113-0001



FSC® C006270

リサイクル適性Ⓐ
このマークは、この紙の
リサイクルができます。